

# 県と市町村の新しい関係づくり協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本協議会は、県と市町村の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本協議会は、市町村合併や地方分権の流れを踏まえ、県と市町村のそれぞれの役割の明確化や適正化を図るとともに、県と市町村が真に対等・協力の関係を築くことを目的とする。

### (協議事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 連携・協力に関するあり方の検討と見直し
- (2) 権限移譲に関するあり方の検討と見直し
- (3) 三位一体改革への対応並びに県単独補助金及び市町村負担金のあり方の検討と見直し
- (4) 調査及び資料提出などの事務処理又は法制度に関するあり方の検討と見直し
- (5) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

## 第2章 組織

### (協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

### (役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

### (役員を選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

### (役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重県地域振興部地方分権推進チーム、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

### 第3章 会議

(会議)

第9条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第11条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議事項の対応方針

(2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第12条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第13条 総会は、構成員(またはその代理人)の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第14条 具体的な協議事項の決定、検討部会設置の決定又は第11条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

2 運営調整会議は、三重県地域振興部、各県民局企画調整部及び市町村の地方分権に係る職員で構成する。

3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営調整会議は、会長の指示により三重県地域振興部地方分権推進チーム

が招集する。

(検討部会)

第15条 第14条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

#### 第4章 経費等

(経費)

第16条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は、三者が協議し決定する。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成16年2月18日から施行する。

(失効)

第2条 この規約は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

別 表 (第 4 条関係)

県と市町村の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名		役職名	
会 長	三重県知事	委 員 (市町村)	嬉野町長	委 員 (市町村)	御浜町長
副会長	伊勢市長		美杉村長		紀宝町長
	菰野町長		三雲町長		紀和町長
	三重県副知事		飯南町長		鵜殿村長
委 員 (市町村)	津 市 長		飯高町長	委 員 ( 県 )	三重県出納長
	四日市市長		多気町長		総合企画局長
	松阪市長		明和町長		総 務 部 長
	桑名市長		大台町長		生 活 部 長
	上野市長		勢和村長		健康福祉部長
	鈴鹿市長		宮川村長		環 境 部 長
	名張市長		玉城町長		農林水産商工部長
	尾鷲市長		二見町長		地域振興部長
	亀山市長		小俣町長		地域振興部防災監
	鳥羽市長		南勢町長		県土整備部長
	熊野市長		南島町長		県土整備部理事
	久居市長		大宮町長		企 業 庁 長
	いなべ市長		紀勢町長		病院事業庁長
	多度町長		御園村長		教 育 長
	長島町長		大内山村長		北勢県民局長
	木曾岬町長		度会町長		津地方県民局長
	東員町長		浜島町長		松阪地方県民局長
	楠町長		大王町長		南勢志摩県民局長
	朝日町長		志摩町長		伊賀県民局長
	川越町長		阿児町長		紀北県民局長
	関町長		磯部町長		紀南県民局長
	河芸町長		伊賀町長		
	芸濃町長		島ヶ原村長		
	美里村長		阿山町長		
	安濃町長		大山田村長		
	香良洲町長		青山町長		
一志町長	紀伊長島町長				
白山町長	海山町長				